

指定病院等における 不在者投票の手引

(令和 7 年執行東京都議会議員選挙)

令和 7 年 4 月

本手引は、令和 7 年 4 月末時点の情報で作成しています。

今後、法改正が行われ、経費の単価が改定された場合については、
本手引の内容を順次読み替えるものとします。

また、その際は、本手引掲載の様式によらず、都選管ホームページから最新の様式をダウンロードしてご利用ください。

https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/application/togi_youshiki_tebiki



東京都選挙管理委員会事務局

は し が き

公職選挙法は、投票所における選挙当日の投票を原則としていますが、その例外として、病院、老人ホーム、障害者支援施設等に入所中の選挙人が、不在者投票管理者（病院長、施設長等）の管理下で投票する不在者投票制度等を設けています。

この手引は不在者投票管理者が行う事務処理について解説したものです。

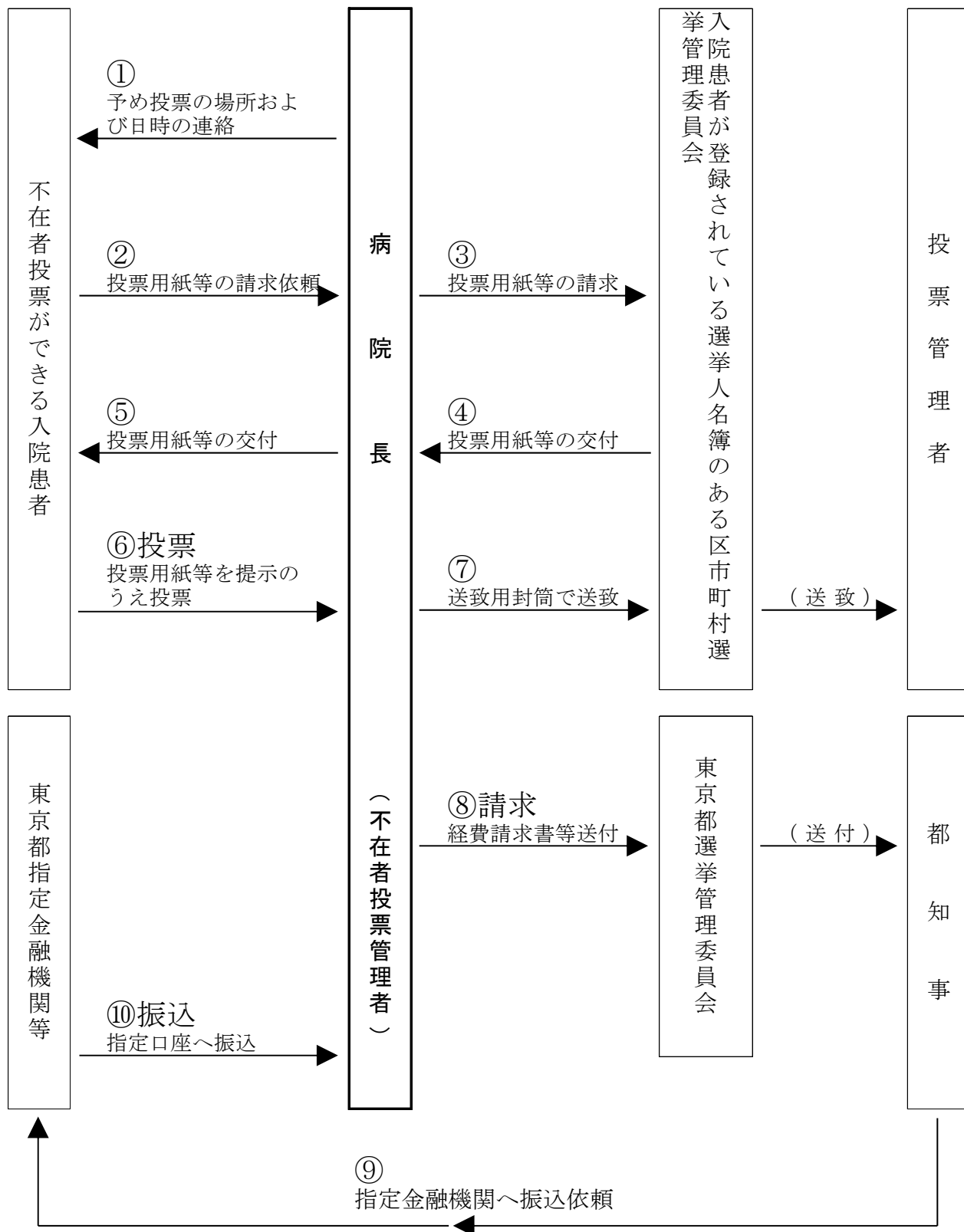
不在者投票の手続は、公正・公平を旨としており、手続を誤ると投票が無効となるおそれがあります。この手引を十分ご活用いただき、その管理に遺漏のないようご配慮をお願いいたします。

本文は便宜上「病院長」を例にとって記述してあります。他の不在者投票管理者の処理の方法もおおむね同一ですので、病院長の例に準じて処理されるようお願いいたします。

東京都選挙管理委員会事務局

不在者投票図解

- この図は、不在者投票と経費請求のあらましを簡略に図式化したものです。予定月日等を記入するなど、不在者投票管理事務の一助としてお使いください。
- 数字は事務の順序を示しています。
- 下記⑥の投票にあたっては、その管理手続きに十分ご配慮ください。



目次

第1 不在者投票制度について	1
1 不在者投票制度とは	1
2 不在者投票管理者とは	1
3 指定病院で不在者投票のできる選挙人は	2
4 不在者投票が認められている選挙の種類は	3
5 不在者投票管理者がしてはならない選挙運動は	3
6 投票記載場所における選挙運動用ポスターの掲示禁止は	3
7 罰 則	4
8 所要経費の請求は	5
9 不在者投票管理者から投票管理者に送られた不在者投票の効力は	5
第2 不在者投票の管理事務について	6
1 投票用紙等の請求をするには	6
2 投票用紙等を受理した時の処理は	8
3 投票の方法は	9
4 不在者投票の送致の方法は	14
5 記 録	15
6 指定病院以外の施設で行う不在者投票の方法	15
7 そ の 他	15
第3 経費（不在者投票郵送料・外部立会人報酬）の請求方法について	16
東京都公金収納取扱金融機関法人名一覧(令和7年1月1日現在)	21
諸様式	23
区市町村選挙管理委員会所在地一覧	42

特にご注意いただきたい事項

- ① 不在者投票の趣旨及び手続については、不在者投票事務を処理すべき担当事務職員は当然のことですが、入院患者等と日常接する看護職員にも、周知徹底してください。
- ② 指定病院等の長が代理して行う不在者投票用紙等の請求は、入院又は、入所中の選挙人からの依頼があったものに限られます。
- ③ 不在者投票用紙等の請求をした選挙人が退院、退所又は翻意し投票しなかった場合は、ただちに不在者投票用紙等を、交付元の区市町村の選挙管理委員会へ返送してください。
なお、選挙人の意思を確認することなく、不要になった投票用紙を白票として投じることは違反になります。
- ④ 投票の際、投票用紙は必ず内封筒に入れてから封をし、その後、外封筒に入れて封をするように案内してください。（投票用紙は折らずに内封筒に入れられます。）
- ⑤ 不在者投票管理者はその業務上の地位を利用して、選挙運動をすることは禁じられています。例えば、病院長が、一般に不在者投票の対象となる入院患者に対して、その診療上の影響力を利用して選挙運動をすることは違反になります。

第1 不在者投票制度について

1 不在者投票制度とは

不在者投票制度は、法律で定められた一定の事由によって、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票することができない選挙人が、投票日の前（公示・告示日の翌日から投票日前日までの間）でも投票することができる例外的な制度です。

2 不在者投票管理者とは

すべての不在者投票は、選挙の公正を確保するため、不在者投票管理者のもとで行います。

この不在者投票管理者には、区市町村選挙管理委員会（以下「委員会」といいます。）の委員長のほか、都道府県選挙管理委員会が指定する病院（以下「指定病院」といいます。）、老人ホーム、身体障害者支援施設、もしくは保護施設等の長があたることになっています。（以下「病院長」の例により説明します。）

ただし、病院長が候補者となったり、外国人であったり、あるいは事故があったり、欠けていたりした場合は、病院長の職務を代理すべき医師又は歯科医師が、不在者投票管理者になります。

不在者投票管理者が行う事務は、必ずしも本人がすべて直接行わなければならないものではなく、適宜その補助者をして不在者投票管理者の管理のもとで、その事務を行わせることも可能です。

例えば、病院長が急用等で一時的に不在になった場合でも、職員が不在者投票管理者の管理のもとに、補助者として行うものであれば、事務を進行しても差し支えありません。

- 1 病院長は、不在者投票管理の事務を、他人に委任することはできません。
- 2 病院長が欠けた場合には（病院長が立候補したときも同様）、病院長の職務を代理すべき医師又は歯科医師が、不在者投票管理者になります。

なお、指定病院以外の指定施設において、当該施設の長が欠けた場合には、その職務を代理すべき者が、不在者投票管理者となります。

3 指定病院で不在者投票のできる選挙人は

- (1) 指定病院に入院している選挙人（以下「入院患者」といいます。）で、次の①～③の条件に該当していて、投票日当日に本来の投票所へ行って投票することができない場合は、不在者投票ができます。

- ① 当該選挙の選挙権を有していること（一定の刑罰を受けている者等は、選挙権がありません。）。
- ② 選挙人名簿に登録されていること。
- ③ 歩行が困難な者（手術等により、投票日当日において歩行困難となることが見込まれる入院患者を含む。）。

なお、歩行が可能な入院患者であっても、選挙人名簿に登録されている投票区の区域外の病院に入院中であれば、不在者投票ができます。（法 48 条の 2 第 1 項第 2 号）

- (2) しかし、不在者投票は、投票日当日における選挙人の状態を想定して行うものですから、投票用紙等の交付を受けた後、まだ投票を行わない間に、病気が治癒して退院した場合、選挙人は、投票日当日、投票所に行って通常の方法による投票をすることになります。

その場合は、直ちに交付を受けた選挙管理委員会に投票用紙等を返納してください。返納されていない場合、選挙人は期日前投票又は当日投票を行うことができません。

なお、通常の方法による投票をしない場合でも、投票用紙等は、その交付を受けた区市町村の委員会に、必ず返さなければなりません。

指定病院で不在者投票ができるのは、あくまで入院患者のみであり、家族等の付添人は、その指定病院で不在者投票をすることはできません。

4 不在者投票が認められている選挙の種類は

不在者投票が認められている選挙（各種投票を含む。）は次のとおりです。

- ① 衆議院議員選挙、参議院議員選挙
- ② 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査
- ④ 一の地方公共団体にのみ適用される特別法制定の投票（日本国憲法第 95 条、地方自治法第 261 条）
- ⑤ 地方公共団体の議会の解散請求に伴う投票（地方自治法第 76 条第 3 項）
- ⑥ 地方公共団体の議員、長の解職請求に伴う投票（地方自治法第 80 条第 3 項、同法第 81 条第 2 項）
- ⑦ 合併特例法による法定合併協議会設置の賛否投票

5 不在者投票管理者がしてはならない選挙運動は

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

業務上の地位利用とは、「日常の職務上有する影響力を利用して」という意味と解されています。

その他、不在者投票の内容に関する発言は、選挙人の投票の秘密を犯すこととなりますのでご注意ください。

6 投票記載場所における選挙運動用ポスターの掲示禁止は

- (1) 何人も、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、候補者のポスターを掲示することができません。

投票を記載する場所とは、投票記載場所を設けた場所と一体をなす施設の全部を指すのであり、入院患者が起居できないため、ベッド等において投票させる場合は、そのベッドのある部屋にもポスターを掲示することができません。

- (2) 上記(1)に違反して掲示されたポスターは、病院の管理者が撤去できます。また、投票記載場所とは関係のない場所でも、施設内に無断で掲示されたポスターについては撤去できます。

いずれにしても、入院患者が投票する施設においては、投票記載場所以外であっても、特定候補者のポスター等を掲示することは適當ではないので、そのようなことがないように十分な配慮をしてください。

7 罰 則

不在者投票について、次のような不正行為が行われたときは処罰されます。

(1) 選挙人の不正行為

- ① 不在者投票管理者、立会人に暴行もしくは脅迫を加え、投票を行う場所を騒擾^{そうじょう}し、又は選挙関係書類等を抑留^{きかい}、毀壊もしくは奪取したとき。(法 229)
- ② 投票を行う場所に凶器を携帯して入ったとき。(法 232)
- ③ 選挙人でない者が投票したり、氏名を詐称しその他詐偽の方法をもって投票をし、又はしようとしたとき及び投票を偽造したとき、又はその数を増減したとき。(不在者投票管理者についても同様に不正行為となります。)(法 237)

(2) 不在者投票管理者、立会人、代理投票の際の代理記載者の不正行為

- ① 不在者投票管理者が、故意にその職務執行を怠り、又はその職権を濫用して選挙の自由を妨害したとき。(法 226)
- ② 不在者投票管理者が選挙人に対し、その投票をしようとし又は投票した被選挙人の氏名の表示を求めたとき。(法 226)
- ③ 不在者投票管理者、立会人、代理投票の際の補助者が、選挙人の投票した被選挙人の氏名を表示したとき。(法 227)
- ④ 投票を記載する場所において、選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名等を認知する方法を行ったとき。(選挙人が同様の行為を行った場合も同じ。)(法 228)
- ⑤ 代理投票の際、候補者の氏名を記載すべきものと定められた者が、選挙人の指示するとおり記載しなかったとき。(法 237 の 2)
- ⑥ 立会人が正当な理由なく法律に規定する義務を欠いたとき。(法 238)

8 所要経費の請求は

不在者投票について所定の手続が終了した場合には、不在者投票を完了した選挙人1人につき1,073円※の経費（郵送料等）が支払われます。投票用紙の交付を受けた方であっても、投票しなかった方は、支払いの対象人数になりませんのでご注意ください。

また、不在者投票管理者が外部立会人（P.10 参照）を選任し、謝金及び旅費を支給した場合は、日額10,900円※を限度に経費を請求することができます。

※ 令和7年4月時点の単価です。

これらの経費の請求についての詳細は、「**第3 経費の請求方法について**」（P.16～）を参照してください。

経費の請求書の送付先は、次のとおりです。

選挙の種類	経費の請求先
・衆議院議員総選挙 ・参議院議員通常選挙	施設の所在地の 都道府県選挙管理委員会
・上記以外の国会議員の選挙（補欠選挙等） ・都議会議員、都知事の選挙	その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する区市町村の属する 都道府県選挙管理委員会
・区市町村議会議員、区市町村長の選挙	その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する 区市町村選挙管理委員会

9 不在者投票管理者から投票管理者に送られた不在者投票の効力は

(1) 投票所における受理、不受理の決定

不在者投票については、投票の送致を受けた投票所の投票管理者が、次の事項を調査して受理、不受理を決定します。

- ① 不在者投票をした者が、選挙の当日選挙権を有する者であるか。
- ② 投票用封筒の記載が完全であるか。
- ③ その不在者投票が正規の手続によって行われているか。

せっかく不在者投票をしても、規定に違反していると正規の投票として取り扱われな

かったり、あるいは受理されなかったりすることがありますから、誤りのないように処理してください。

なお、投票所閉鎖時刻（投票日当日午後 8 時（檜原村、奥多摩町、利島村、新島村、三宅村及び八丈町は午後 6 時、御蔵島村、青ヶ島村及び小笠原村は午後 7 時）以降に送られてきた不在者投票は受理されませんので、十分ご注意ください。

(2) 受理された投票は

投票管理者は受理と決定した不在者投票について、外封筒から内封筒を取り出し、これを混同し投票した人が誰であるか特定できないようにした後、内封筒を開封し、投票用紙を取り出し、直ちに投票箱に入れます。

このようにして、投票の秘密は守られるように配慮されています。

第 2 不在者投票の管理事務について

1 投票用紙等の請求をするには

投票用紙と、その投票用紙を入れる投票用内封筒及び外封筒（以下「投票用紙等」といいます。）を次の要領により請求してください。

(1) 病院長が代理請求する場合（P. 32「様式 4」）

- ① 病院長は入院患者から依頼があったときは、入院患者に代わって、その入院患者が選挙人名簿に登録されている区市町村の委員会の委員長に、投票用紙等の請求をしてください。

なお、請求書カード（P. 33「様式 4 別紙」）はできる限り本人に記入させてください。本人自ら記入できない場合は、代理記入でも構いませんが、その場合は必ず備考欄に代理記入者の氏名を記入してください。

病院長が入院患者の依頼を受けて行う代理請求は、直接又は郵便であるとを問わず、必ず「請求書」（P. 32「様式 4」）による文書で行ってください。

なお、請求書のコピーを取るなど、その文書の控を必ず保存しておいてください。

- ② 入院患者が船員である場合は、本人の所持する選挙人名簿登録証明書を委員会に提示して、必要事項の記載を受けなければなりません。

なお、船員の投票用紙等を病院長が代理請求する場合、その船員が選挙人名簿に登録されている区市町村の委員会に対して行うほか、総務省令で指定する委員会（都においては中央区、港区、大島町）に対しても行うことができますが、この場合には、船員の選挙人名簿登録証明書のほか、船員手帳をあわせて提示する必要があります。

（船員であっても、船員の選挙人名簿登録証明書を交付されていない場合には、他の入院患者と同様の手続を行ってください。）

- ③ 投票用紙等の請求期間は、投票日の前日までですが、不在者投票は投票所閉鎖時刻（投票日の午後 8 時（檜原村、奥多摩町、利島村、新島村、三宅村及び八丈町は午後 6 時、御蔵島村、青ヶ島村及び小笠原村は午後 7 時））までに、投票所に到達しないと受理されないもので、なるべく早く投票用紙等を請求し、区市町村の委員会に投票を送付するようにしてください。（選挙期日の公示又は告示前でも請求はできます。）

また、同一の区市町村委員会に対して複数の入院患者の投票用紙等を請求するときは、できる限りまとめて請求するようにしてください。

病院長の代理人が請求する際は、その代理人であることを証明する書面（P.34「様式 5」）を添えてください。なお、使者については、それを証明する書面は不要です。

- (2) 入院患者自身が請求する場合（P. 35「様式 6」）

投票用紙等の請求は、大部分が(1)に述べた代理請求になると思いますが、入院患者が、自分で委員会に請求することがあります。

入院患者は「不在者投票宣誓書兼請求書カード」（P. 35「様式 6」）により、自分で選挙人名簿に登録されている委員会に請求することができます。この場合は投票しようとする指定病院名を併せて申し立て、また、点字によって投票しようとする場合にはその旨も申し立てる必要があります。なお、船員である入院患者で、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている者は、選挙人名簿登録証明書を提示する必要があります。

このように入院患者自身が請求し、交付を受けたものについても、病院長が不在者投票管理者となります。

- 1 同一の区市町村委員会に対して複数の入院患者の投票用紙等を請求するときは、できる限りまとめて請求してください。
- 2 郵便等により請求する場合は、往復日数を考慮に入れて、早目に行うようにしてください。なお、公示日又は告示日以前であっても請求できます。

2 投票用紙等を受理した時の処理は

(1) 病院長が代理請求した場合

委員会は、請求を受けたときは、「投票用紙及び封筒」（封筒は内封筒と外封筒の2種類 P.36「様式7」P.37「様式8」）を交付します。

この場合、委員会は、まず入院患者が選挙人名簿登録者であることを確認したうえ、不在者投票事由に該当すると認めた者について交付します。

しかし、投票用紙等の請求時に必要な書類が整っていないと交付できませんのでご注意ください。（例えば、選挙人名簿登録証明書の交付を受けた船員についてこの証明書の提示をしない場合等。）

病院長は投票用紙等を受領したときは、「不在者投票実施記録簿兼請求内訳書」（P.28「様式2」）に記載し、その収受に誤りのないようにするとともに、受領後は速やかに入院患者に渡してください。

あらかじめ投票日時を設定し、一括して投票させる場合で、受領時から投票するまでの間、投票用紙等を預かる場合は、その旨、入院患者本人の了解を得ておくとともに、厳重に保管してください。

投票用紙等を入院患者に渡すときは、授受関係を明確にしてください。

- 1 「点字投票」として請求した場合は、点字投票用紙（東京都選挙管理委員会が調製したものは「点字投票」の表示あり）かどうか確認してください。
- 2 船員の場合には、「選挙人名簿登録証明書」も同時に返送されます。
- 3 投票用紙や不在者投票用封筒は、必ず入院患者が選挙人名簿に登録されている区市町村の委員会から送られてきたものを、本人に渡してください。
- 4 誤って他人の投票用紙等を渡さないよう特にご注意ください。

(2) 入院患者自身が請求した場合

委員会が入院患者あて郵送等により、直接、投票用紙等を交付します。

この場合、委員会は、上記(1)の「投票用紙及び封筒」に加えて、「不在者投票証明書用封筒」(P.39「様式10」)に封入された「不在者投票証明書」(P.38「様式9」)を入院患者に交付します。

この「不在者投票証明書用封筒」は、入院患者が投票する際に病院長（不在者投票管理者）に提出しますが、これは病院長以外の何人も、開封することはできません。入院患者が誤って開封したときは、その証明書は無効となり、不在者投票はできません。

3 投票の方法は

(1) 投票の日程

不在者投票の投票用紙等の交付を受けた入院患者は、公示日又は告示日の翌日から選挙の期日の前日までの間に、病院長の管理のもとで投票をしなければなりません。

なお、投票を終えた投票用紙は、投票日当日、当該投票所の閉鎖時刻である投票日の午後8時（檜原村、奥多摩町、利島村、新島村、三宅村及び八丈町は午後6時、御蔵島村、青ヶ島村及び小笠原村は午後7時）までに病院長から、入院患者が選挙人名簿に登録されている委員会を経て、その投票管理者の手元に届いていなければなりませんので、その間の所要時間を十分考慮してください。

入院患者が多数いるときは、あらかじめ投票を行う日を設定し、一括して投票させることも効率的な方法ですが、この場合は、その日時、場所等を入院患者に、あらかじめよく周知してください。

なお、投票を行う日の設定は、できる限り、入院患者が選挙公報を入手可能または入院患者へ選挙公報を提供可能な日程としてください。

また、投票に立会うべき立会人（下記(2)②）にも、同様に投票を行う日時、場所等を連絡してください。

一括投票後でも、個別に入院患者から新たな申立てがあれば、不在者投票管理者として、不在者投票の手続を速やかに進めてください。

(2) 投票

・施設で投票できる日	公示日（告示日）の翌日から選挙期日の前日までの間
・施設での投票時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間

- ① 入院患者は、病院長の管理する投票記載場所において午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に投票することとなります。投票記載場所には机等を置き、机上には黒色鉛筆を備えるほか、他人が投票の内容を見たりすることができないように準備してください。

また、点字投票の必要がある場合には、点字器等も備えて下さい。（点字器が必要なときは所在地の区市町村選挙管理委員会にご相談下さい。）

なお、病院長が管理し、投票立会人が立会い、他人がその投票の記載を見たりする等の不正な手段が図られるようなことがなければ、病院内のどこで投票を行ってもかまいません。たとえば、重篤患者等の投票には、病院長が投票立会人とともに病室をまわり、ベッドの上等で投票させても差し支えありませんが、必要もないのに全てベッドの上で行うことは避けてください。

- ② 病院長は、入院患者が投票する際、選挙権のある者（満 18 歳以上の日本国民で公職選挙法第 11 条等の欠格条項に該当しない者）を投票立会人として選任し、投票に立ち会わせる必要があります。投票立会人は投票用外封筒に必ず署名をしなければなりません。

この投票立会人は、単に選挙権を有すれば足りるのであって、必ずしもその不在者投票を行うべき選挙の選挙権を有していることを要しません。

また、病院長が投票立会人を選任する際は、委員会が選定した者など「外部立会人」を選任するよう努めなければなりません。

なお、「外部立会人」を選任する場合は、所在地の委員会にご相談ください。

- 1 病院長（不在者投票管理者）は、投票立会人を兼ねることはできません。
- 2 代理投票の補助者など、投票が行われる場所で不在者投票の事務に携わる者は、投票立会人になれません。
- 3 投票立会人は、投票用外封筒表面の「立会人」欄に署名（自書）する必要があります。

（参考）

【公職選挙法】

第11条 次の各号に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 一 削除
- 二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- 四 公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条《受託収賄及び事前収賄》から第197条の4《あっせん収賄》までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- 五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
 - 2 この法律の定める選挙に関する犯罪により選挙権及び被選挙権を有しない者については、第252条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の定めるところによる。
 - 3 （略）

- ③ 病院長は、まず入院患者から投票用紙、投票用封筒（入院患者自身で請求した場合は、これらに加えて不在者投票証明書）の提示を受け、それを点検してください。

入院患者自身が投票用紙等を請求したときは、投票の前に不在者投票証明書を封筒のまま受け取り、その封筒を開いて内容を調査し、その証明書の記載によって、入院患者が本人であること、また投票用紙に記載がないことを確認してください。

なお、この証明書が入った封筒が既に関封されているとき、又は投票用紙に記載がされているときは、病院長はその入院患者の投票を拒否しなければなりません。

拒否を受けた入院患者が、更に不在者投票を行いたいときは、不在者投票証明書等を返還して、選挙人名簿に登録されている委員会の委員長のもとで投票するか、最初から手続をやり直した上で、病院での投票ができます。ただし、投票用紙に記載がなされていた場合については、その入院患者に記載を抹消させ（消しゴムで消す、二重線を引く等）、改めて点検してから本人に返却し、その場で再度投票させることができます。

点検する際、投票用紙等に何も記載されていないことを確認してください。

- ④ その投票用紙が正当に交付されたものであることを確認し、その記載場所で当該選挙の候補者1人の氏名（衆議院比例代表においては1政党名、参議院比例代表においては名簿登載者1人の氏名又は1政党名、最高裁国民審査においては罷免を可とする裁判官に「×」の記号）を投票用紙に入院患者自身が記載します。

次に、これを投票用内封筒に入れて封をし、さらにそれを投票用外封筒に入れて封をしますが、これらは全て患者自身が行います。最後にその表面に署名（必ず入院患者の氏名を自書すること。）の上、提出を受けてください。

- 1 点字投票の場合は、点字により記載させます。
- 2 点字投票の場合は、あらかじめ外封筒に点字で署名させ、それから投票用紙を封入した内封筒を、外封筒に入れてください。

(3) 代理投票

入院患者が心身の故障等で、候補者の氏名等を自書できないときは、本人の申請に基づき、投票立会人の意見を聴いて代理投票ができます。

その場合は、当該施設において投票事務に従事する者の中から、入院患者の投票の記載を補助すべき者2人を定め、そのうちの1人が入院患者に代わって投票用紙にその入院患者の指示する候補者氏名等を記載し、他の1人がこれに立ち会います（ここで記載補助者として立ち会う人は、上記(2)②の投票立会人を兼ねることはできません）。記載の終わった投票用紙は、これを投票用封筒（内封筒・外封筒）に入れて封をし、外封筒の表面の「投票者欄」に、当該入院患者の氏名を、その補助者が記入の上、提出を受けてください。

- 1 代理投票の補助者2名（投票用紙への記載をする者と、それに立ち会う者）は、投票事務に従事する者の中から病院長が指定します。
- 2 代理投票の補助者には特別の資格はありません。補助者は、投票立会人と異なり選挙権を有する者でなくても差し支えありません。
- 3 投票用外封筒表面の「立会人」欄に署名するのは上記(2)②の投票立会人であり、代理投票の補助者ではありません。

(4) 代理投票の仮投票

入院患者が心身の故障等で、候補者の氏名を自書できないとして、代理投票を申請した場合、病院長がその理由がないと認めたときは、投票立会人の意見を聴いてその申請を拒否することができます。

しかし、この拒否の決定を受けた入院患者が、その決定に不服である場合、あるいは代理投票することについて、投票立会人に異議がある場合には、病院長はその入院患者に、「仮に投票させなければならない」ことになっています。

この場合、前項(3)の代理投票の方法により投票用紙に記載した者（代理記載人）の氏名を、投票用外封筒の表面の「投票者欄」に、その入院患者の氏名とともに自書させたいので、提出を受けてください。

なお、代理投票の仮投票を委員会に送付する際には、代理投票を拒否した理由、入院患者又は投票立会人の異議の要旨等を書面にしたものを、あわせて送付してください。

投票用外封筒の表面の「投票者欄」には、代理投票の仮投票の場合のみ、代理記載人の氏名の自書が必要となります。

普通の代理投票の場合には、選挙人（入院患者）の氏名のみを記載します。

(5) 入院患者が投票しないとき

投票用紙を請求し、交付された入院患者が投票しない場合は、投票用紙等を必ず回収し、その理由を併記して請求先の委員会に返送してください。

4 不在者投票の送致の方法は

入院患者は、投票の記載を終えた後、投票用紙を内封筒（P. 36「様式 7」参照）に入れ封をします。その後、これを外封筒（P. 37「様式 8」参照）に入れ、封をして投票者氏名を自書し、病院長に渡します。病院長は、所要事項を記載した上、投票立会人に署名をさせ、これを他の適当な封筒に入れます。この際、不在者投票送付書（P. 40-41「様式 11」参照。区市町村委員会から交付された類似の様式を既にお持ちの場合、そちらをお使いいただいて構いません。）に必要事項を記入し同封した上で封をします。その表面に赤で「投票在中」の表示をして、裏面には病院名・所在地を記載し、入院患者が選挙人名簿に登録されている区市町村の委員会に、直接持参するかレターパック・速達で郵送してください（送致先は東京都選挙管理委員会ではありません）。

なお、入院患者自身が投票用紙等を請求した場合には、その入院患者から提出された「不在者投票証明書」も同封してください。

同一区市町村の選挙人名簿に登録されている選挙人が2名以上ある場合には、送致用封筒に同封して一括送付してください。

所定の投票所への送致時刻について、不在者投票は、入院患者が選挙人名簿に登録されている委員会を経て、投票所の投票管理者の手元に、投票日当日の投票所閉鎖時刻（投票日の午後8時（檜原村、奥多摩町、利島村、新島村、三宅村及び八丈町は午後6時、御蔵島村、青ヶ島村及び小笠原村は午後7時））までに到着しなければなりません。投票所閉鎖時刻後に送られてきた投票は受理されません。したがって、この時刻に遅れないよう区市町村委員会に早目に送付して下さい。

投票は、なるべく投票日の前日までに、本人が選挙人名簿に登録されている区市町村の委員会（P. 42～44 参照）に到着するよう送付してください。なお、郵送による場合は、郵送日数に余裕を見てください。

5 記 録

不在者投票を実施したときは、「不在者投票実施記録簿兼請求内訳書」（P. 28 「様式 2」）を作成し、そのてん末を記録しておいてください。

この記録簿は、法令に定められたものではありませんが、経費の請求、代理投票の件数調査等の問い合わせに必要となるため、必ず作成しておいてください。

6 指定病院以外の施設で行う不在者投票の方法

- (1) 指定された老人ホーム、身体障害者支援施設、若しくは保護施設に入所中の選挙人についても前記の手續に準じて行うことができます。
- (2) この場合、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長が不在者投票管理者となります。
- (3) 上記(2)の者に事故があり又は欠けた場合には、これらの者の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

7 その他

不在者投票を行うためには、一般の投票と同様その入院患者が選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されていない者が投票用紙等を請求しても交付されません。したがって、投票用紙等を請求するときは、その入院患者が選挙人名簿に登録されていることを本人に確認する必要があります。

本来投票は、投票日に投票所で行うのが原則です。不在者投票はこの例外であり、制度の運用に当たっては、厳格な手續が求められていることは前述のとおりです。各位におかれましては、公平・公正な管理に十分留意のうえ、適正な事務処理をお願いいたします。

第3 経費（不在者投票郵送料・外部立会人報酬）の請求方法について

東京都議会議員選挙の経費（不在者投票郵送料・外部立会人報酬）の請求先は、すべて東京都選挙管理委員会です。

なお、以下の記述は、特に断り書きのない限り、郵送料と外部立会人報酬に共通です。

1 経費の請求先

〒163-8001

新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎北塔40階

東京都選挙管理委員会事務局 総務課 庶務担当

（電話）03-5000-7255

※ 上記は「経費の請求先」です。「投票用紙の請求先」や、「記載済みの投票用紙等の送付先」は、投票される方の住所（選挙人名簿登録）のある区市町村選管です。

2 支払方法

- (1) 口座振替による支払（振込先口座は、P21・22の東京都公金収納取扱金融機関に限り、掲載された金融機関に口座がない場合は、上記「1」の電話番号までご連絡ください。）
- (2) 納入告知書・納入通知書による支払（ただし、都立病院、国立病院等の官公庁に限る。）

3 提出書類

請求する経費や支払方法により、提出書類が異なりますのでご注意ください。

- (1) 口座振替による支払の場合

ア 郵送料の請求に必要な書類

- ① 請求書兼支払金口座振替依頼書【郵送料用】（様式1-1、P24・25参照）
- ② 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書（様式2、P28・29参照）の写し

イ 外部立会人報酬の請求に必要な書類

- ① 請求書兼支払金口座振替依頼書【外部立会人報酬用】（様式1-2、P26・27参照）
- ② 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書（様式2、P28・29参照）の写し（※）
- ③ 不在者投票立会い実績報告書（様式3、P30・31参照）の写し
- ④ 外部立会人に係る区市町村選挙管理委員会の選定通知の写し
- ⑤ 外部立会人から受領した謝礼金等領収書の写し

※郵送料と外部立会人報酬を同時に請求する場合、②（様式2）は1通で結構です。

- (2) 納入告知書・納入通知書による支払の場合

ア 郵送料の請求に必要な書類

- ① 請求書兼支払金口座振替依頼書【郵送料用】（様式1-1、P24・25参照）
（公印を押印のこと。請求金額・請求者の欄のみ記載すること。）
- ② 納入告知書・納入通知書（公印を押印のこと。）

- ③ 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書（様式 2、P28・29 参照）の写し

イ 外部立会人報酬の請求に必要な書類

- ① 請求書兼支払金口座振替依頼書【外部立会人報酬用】（様式 1-2、P26・27 参照）
（公印を押印のこと。請求金額・請求者の欄のみ記載すること。）
- ② 納入告知書・納入通知書（公印を押印のこと。）
- ③ 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書（様式 2、P28・29 参照）の写し（※）
- ④ 不在者投票立会人実績報告書（様式 3、P30・31 参照）の写し
- ⑤ 外部立会人に係る区市町村選挙管理委員会の選定通知の写し
- ⑥ 外部立会人から受領した謝礼金等領収書の写し

※郵送料と外部立会人報酬を同時に請求する場合、③（様式 2）は 1 通で結構です。

4 書類作成上の注意

- (1) 請求書兼支払金口座振替依頼書（様式 1-1、1-2）について

【請求金額】

- ① 郵送料（様式 1-1）については、投票を完了した方が算定の対象となります。投票用紙等の交付請求をした方でも、投票をしなかった場合は算定の対象となりません。なお、投票を完了した後に死亡された場合は、算定の対象となります。
- ② 外部立会人報酬（様式 1-2）については、実際に病院等から外部立会人に支払った金額が請求の対象となります。ただし、実際に支払った金額が、勤務時間ごとの報酬上限額（P. 30-31 参照）を超えるときは、上限額を超えて請求することはできません。請求金額が様式 3（P. 30-31）中央の「報酬支払額合計」と一致することを確認してください。

【請求者】

- ① 請求者とは不在者投票管理者（病院の院長、老人ホームの長等）です。法人等の代表者である理事長ではありません。施設名の記載に関しては略称等を用いず、必ず正式名称を記入してください。理事長が病院長等を兼務している場合も、請求権のある「病院長（施設長等）」の肩書きを記載してください
- ② 請求者印は、病院の印ではなく、病院長の印又は病院長の私印を押してください。
- ③ 納入告知書・納入通知書による支払いを希望する場合は、納入告知書・納入通知書に必ず公印を押してください。また、国等が納入告知書等を発行する場合、施設等を経由してご提出ください。

【振込口座名義】

- ① 振込口座欄には、金融機関に登録した口座名を正確に記入してください。
- ② 前述の「(1) 請求者欄」に記入した病院名・請求者氏名と振込口座名義が、名義人の肩書等も含めて 1 文字でも異なる場合は、「委任状」が必要です。様式 1 下段の委任状に記入してください。
- ③ 振込先金融機関は、東京都公金収納取扱金融機関（P21・22 参照）に限ります。

(2) 納入告知書・納入通知書について

支払事務手続の関係上、納入期限については可能な限り請求日より1か月以降とし、納入期限から1か月以上前にこちらに到着するように送付して下さい。

また、請求書兼支払金口座振替依頼書と同じ公印を押してください。

送付の際は、封筒に「納通在中」と朱書きしてください。

5 請求期限

選挙期日（投票日）から概ね2週間以内に上記「3」の提出書類を送付してください。

6 その他

- (1) 記入を訂正した箇所には、必ず訂正印（請求者印と同じもの）を押してください。
- (2) 納入告知書・納入通知書は、請求書等、他の書類と「同封」をお願いいたします。
- (3) 送付する書類の複写を、必ずお手許に保管してください。（「写し」を提出することになっている書類については、原本をお手元に保管してください。）
- (4) 当方からの支払時期は書類のご提出から概ね1か月～2か月程度となりますが、事務処理の都合上、更にお時間をいただく場合があります。
- (5) 次ページからのチェックシートにて必要事項に漏れがないことをご確認のうえ、ご提出ください。

チェックシート（様式１「請求書兼支払金口座振替依頼書」）

《共通》

- ☐ 請求者は、不在者投票管理者である「病院長（施設長）等」になっていますか？
（請求者とは、不在者投票管理者（病院の院長、老人ホームの長等）です。法人等の代表者である理事長ではありません。なお、理事長が兼務している場合も、請求権のある「病院長（施設長）等」の肩書きを記載してください。）
- ☐ 「請求者（依頼人）」は略称を用いず、正式名称を記入していますか？
- ☐ 提出書類に使用した「印」は、病院長（施設長）等の印又は私印ですか？
（施設を設置する法人の代表者（理事長等）の印は認められません。）
- ☐ 提出書類に使用した「印」は、全て同じものですか？
（銀行届出印である必要はありませんが、インク浸透印等は認められません。）
- ☐ 記入を訂正した箇所に、訂正印（請求者印と同じもの）を押してありますか？

《次の２項目は納入告知書・納入通知書による支払を選択される方のみご確認ください》

- ☐ 納入告知書・納入通知書に貴施設の公印（請求書と同じ印）を押してありますか？
- ☐ 納入期限を請求日より１か月以降にしていますか？

《以下、口座振替による支払を選択される方のみご確認ください》

- ☐ 上段の「請求者（依頼人）」と中段の「振込口座名義」が異なる場合、下段の「委任状」に記入・捺印してありますか？また、「請求者（依頼人）」と「委任者」は同一ですか？
- ☐ 病院長（施設長）等が理事長を兼務していて、振込先口座が理事長名義の場合、委任状は正しく記載されていますか？
- ☐ 中段の振込先口座の「支店名」「種目」等の記入漏れはありませんか？
- ☐ 中段の振込先口座の金融機関は、P21・22 掲載の金融機関となっていますか？
- ☐ 「委任状」を記入する場合、中段の「振込口座名義」と下段の「受領者（口座名義人）」は同一ですか？

チェックシート（様式2「不在者投票実施記録簿兼請求内訳書」）

- ☐ 項目及び内容に記入漏れはありませんか？
(パソコン等で作成した場合、記載項目を必ず確認してください)
- ☐ 右上の「不在者投票管理者氏名」は、様式1上段の「請求者（依頼人）」と同一になっていますか？
- ☐ 投票用紙を請求しても投票を完了しなかった方がいる場合は、備考欄にその旨を記入の上、二重線で消しましたか？
- ☐ 「代理投票補助者氏名」欄については、代理投票を行った場合のみ、記入してください。(代理投票を行っていない場合は記入しないでください。)
- ☐ 代理投票を行った場合、代理投票補助者は、2名の名前をフルネームで記入していますか？
- ☐ 左下の「投票者数」欄には、実際に投票した人数を記入していますか？
(投票用紙を請求した人数ではありませんのでご注意ください。なお、投票完了後に死亡された方は、投票した人数に含めてください。)
- ☐ 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書(様式2)写しの添付漏れはありませんか？

東京都公金収納取扱金融機関法人名一覧

(令和7年1月1日現在)

都市銀行					
コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
0001	みずほ銀行	0009	三井住友銀行	0005	三菱ＵＦＪ銀行
0010	りそな銀行				
地方銀行・第二地方銀行					
コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
0542	あいち銀行	0117	青森みちのく銀行	0119	秋田銀行
0129	足利銀行	0172	阿波銀行	0161	池田泉州銀行
0174	伊予銀行	0123	岩手銀行	0576	愛媛銀行
0183	大分銀行	0152	大垣共立銀行	0188	沖縄銀行
0185	鹿児島銀行	0159	関西みらい銀行	0191	北九州銀行
0509	北日本銀行	0163	紀陽銀行	0158	京都銀行
0137	きらぼし銀行	0508	きらやか銀行	0128	群馬銀行
0522	京葉銀行	0578	高知銀行	0017	埼玉りそな銀行
0179	佐賀銀行	0167	山陰合同銀行	0154	三十三銀行
0157	滋賀銀行	0175	四国銀行	0149	静岡銀行
0538	静岡中央銀行	0125	七十七銀行	0151	清水銀行
0181	十八親和銀行	0153	十六銀行	0121	荘内銀行
0130	常陽銀行	0150	スルガ銀行	0512	仙台銀行
0532	大光銀行	0140	第四北越銀行	0514	大東銀行
0164	但馬銀行	0178	筑邦銀行	0134	千葉銀行
0135	千葉興業銀行	0168	中国銀行	0131	筑波銀行
0526	東京スター銀行	0126	東邦銀行	0124	東北銀行
0516	東和銀行	0517	栃木銀行	0166	鳥取銀行
0145	富山銀行	0534	富山第一銀行	0543	名古屋銀行
0162	南都銀行	0190	西日本シティ銀行	0143	八十二銀行
0525	東日本銀行	0182	肥後銀行	0155	百五銀行
0173	百十四銀行	0169	広島銀行	0147	福井銀行
0177	福岡銀行	0513	福島銀行	0120	北都銀行
0501	北洋銀行	0144	北陸銀行	0116	北海道銀行
0146	北國銀行	0562	みなと銀行	0184	宮崎銀行
0133	武蔵野銀行	0569	もみじ銀行	0122	山形銀行
0170	山口銀行	0142	山梨中央銀行	0138	横浜銀行
0187	琉球銀行				
信託銀行					
コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
0300	ＳＭＢＣ信託銀行	0289	みずほ信託銀行	0294	三井住友信託銀行
0288	三菱ＵＦＪ信託銀行				
その他の銀行等					
コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
0398	あおぞら銀行	0401	シティバンク、エヌ・エイ	0397	SBI新生銀行
2963	中央労働金庫	0036	楽天銀行	0033	PayPay銀行
9900	ゆうちょ銀行				

信用金庫					
コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
1000	信金中央金庫	1252	青木信用金庫	1303	朝日信用金庫
1327	足立成和信用金庫	1358	青梅信用金庫	1323	亀有信用金庫
1283	川崎信用金庫	1305	興産信用金庫	1326	小松川信用金庫
1336	西京信用金庫	1310	さわやか信用金庫	1319	芝信用金庫
1282	湘南信用金庫	1344	城南信用金庫	1351	城北信用金庫
1345	昭和信用金庫	1356	巣鴨信用金庫	1341	西武信用金庫
1348	世田谷信用金庫	1352	瀧野川信用金庫	1360	多摩信用金庫
1321	東栄信用金庫	1349	東京信用金庫	1333	東京三協信用金庫
1311	東京シティ信用金庫	1320	東京東信用金庫	1262	東京ベイ信用金庫
1253	飯能信用金庫	1346	目黒信用金庫	1386	山梨信用金庫
1280	横浜信用金庫				
信用組合					
コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
2010	全国信用協同組合連合会	2060	あすか信用組合	2226	東信用組合
2241	共立信用組合	2271	警視庁職員信用組合	2229	江東信用組合
2243	七島信用組合	2231	青和信用組合	2202	全東栄信用組合
2254	第一勧業信用組合	2248	大東京信用組合	2224	東京厚生信用組合
2215	東京証券信用組合	2274	東京消防信用組合	2276	東京都職員信用組合
2210	東浴信用組合	2235	中ノ郷信用組合	2277	ハナ信用組合
2211	文化産業信用組合				
農業協同組合					
コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
5039	秋川農業協同組合	5095	世田谷目黒農業協同組合	5097	東京あおば農業協同組合
5100	東京スマイル農業協同組合	5094	東京中央農業協同組合	5072	東京みどり農業協同組合
5055	東京南農業協同組合	5077	東京みらい農業協同組合	5087	東京むさし農業協同組合
5037	西多摩農業協同組合	5030	西東京農業協同組合	5050	八王子市農業協同組合
5070	マインズ農業協同組合	5060	町田市農業協同組合	3013	東京都信用農業協同組合連合会

・ゆうちょ銀行（郵便局）

東京都内郵便局並びに関東各県及び山梨県に所在する郵便局

・東京都信用農業協同組合連合会

本店、八丈島代理店及び小笠原島代理店

諸様式

請求書兼支払金口座振替依頼書

令和 7 年 月 日

東京都知事 殿

請求金額 金 円
(1 人 1,073 円 × 名分)

ただし、東京都議会議員選挙における不在者投票郵送料として上記金額を請求します。(内訳は別紙のとおり)

捨印 (印)
(インク浸透印不可)

請求者 (依頼人)	所在地	〒	
		☎	
	フリガナ		
	施設名		
	フリガナ		
A →	請求者 (病院長等) 氏名・印	肩書き(病院長等) 氏名	印 (インク浸透印不可)

注意 1 請求者は、不在者投票管理者(病院長等)となります。
2 印は施設印ではなく、不在者投票管理者(病院長等)の公印または私印を使用して下さい。

※ 以下は口座振替による支払の場合のみ記入

東京都から私に支払われる東京都議会議員選挙における不在者投票郵送料は、以下の口座に口座振替により振り込んでください。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店			1. 普通 2. 当座	
振 込 口 座 名 義					
カタカナ					
B → 氏 名					

※A請求者(依頼人)とB振込口座名義が異なる場合は、以下の委任状に記入してください。

委 任 状		
不在者投票郵送料の受領権を下記の者に委任します。		
施設名		
委任者 (請求者氏名・印)	肩書き(病院長等) 氏名	印 (インク浸透印不可)
受領者 (口座名義人)		
(上記の「委任者」欄には A、「受領者」欄には B と同じ内容を転記してください。)		

事務担当者氏名	
連絡先(電話番号)	

請求書兼支払金口座振替依頼書

令和 7 年 〇 月 × 日

東京都知事 殿

請求金額 金 2,146 円
(1人 1,073円 × 2 名分)

〇必ず押印してください。

※ 令和 7 年 4 月末時点の単価です。今後、法改正が行われ単価が改定された場合については、都選管ホームページから最新の様式をダウンロードしてご利用ください。
https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/application/togi_youshiki_tebiki

所在地	東京都新宿区四新田2-8-6		
フリガナ	イリョウホウジンシャダン マルマルカイ マルマル		
施設名	医療法人社団 〇〇会 〇〇病院		
フリガナ	インチョウ	センキョ	タロウ
請求者 (病院長等) 氏名・印	肩書き(病院長等) 院長	氏名 選挙 太郎	

〇施設管理者(例:院長)の印又は私印が必要です。法人の代表者(理事長等)の印は認められません。
〇インク浸透印等は使用できません。

注意 1 請求者は、不在者投票管理者(病院長等)となります。
2 印は施設印ではなく、不在者投票管理者(病院長等)の公印または私印を使用して下さい。

※ 以下は口座振替による支払の場合のみ記入

東京都から私に支払われる東京都議会議員選挙における不在者替により振り込んでください。

〇「支店コード」及び「種目」の記入漏れが非常に多くっており、ご注意ください。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号(右詰めで記入)
〇〇〇 銀行・信用金庫 信用組合・農協	◇◇◇ 本店 (支店)	1 2 3 4 5 6 7		1. 普通 2. 当座	9 8 7 6 5 4 3
同一内容を記入 (委任状が必要な場合)	振込口座名義				
氏名	イ) マルマルカイ リジチョウ センキョ タロウ 医療法人社団 〇〇会 理事長 選挙 太郎				

〇カタカナ及び氏名とともに通帳に記載のとおり、ご記入ください。

※ ④請求者(依頼人)と⑤振込口座名義が異なる場合は、

委任		
不在者投票郵送料の受領権を下記の者に委任します。		
施設名	医療法人社団 〇〇会 〇〇病院	
委任者 (請求者氏名・印)	肩書き(病院長等) 院長	氏名 選挙 太郎
受領者 (振込口座名義)	医療法人社団 〇〇会 理事長 選挙 太郎	

〇「施設(院)長」と「理事長」が同一人物であっても、肩書が異なるため、委任状が必要です。

同一内容を記入
(委任状が必要な場合)

振込口座名義を転記

事務担当者氏名	選挙 二郎
連絡先(電話番号)	03-5321-11XX

請求書兼支払金口座振替依頼書

令和 7 年 月 日

東京都知事 殿

請求金額 金 円

ただし、東京都議会議員選挙における不在者投票外部立会人報酬として上記金額を請求します。（内訳は別紙のとおり）

捨印 印

(インク浸透印不可)

請求者
(依頼人)

所在地	〒		
	☎		
フリガナ			
施設名			
フリガナ			
請求者 (病院長等) 氏名・印	肩書き(病院長等)	氏名	印 (インク浸透印不可)

Ⓐ

- 注意 1 請求者は、不在者投票管理者(病院長等)となります。
2 印は施設印ではなく、不在者投票管理者(病院長等)の公印または私印を使用して下さい。

※ 以下は口座振替による支払の場合のみ記入

東京都から私に支払われる東京都議会議員選挙における不在者投票外部立会人報酬は、以下の口座に口座振替により振り込んでください。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店			1. 普通 2. 当座	
振込口座名義					
カタカナ					
氏名					

Ⓑ

※Ⓐ請求者(依頼人)とⒷ振込口座名義が異なる場合は、以下の委任状に記入してください。

委 任 状			
外部立会人報酬の受領権を下記の者に委任します。			
施設名			
委任者 (請求者氏名・印)	肩書き(病院長等)	氏名	印 (インク浸透印不可)
受領者 (振込口座名義)			
(上記の「施設名」及び「委任者」欄には Ⓐ、「受領者」欄には Ⓑ と同じ内容を転記してください。)			

事務担当者氏名	
連絡先(電話番号)	

※ 請求の際には、立会人に係る市町村の選定通知の写し、謝金領収書等を添付してください。

請求書兼支払金口座振替依頼書

令和 7 年 〇 月 × 日

東京都知事 殿

請求金額 金 18,235 円

〇必ず押印してください。

ただし、東京都議会議員選挙における不在者投票外部立会人報酬として上記金額を請求します。（内訳は別紙のとおり）

捨印 印
(インク浸透印不可)

請求者 (依頼人)	所在地	〒 163-80XX 東京都新宿区西新宿2-8-× ☎ 03-5321-11XX	
	フリガナ	イリョウホウジンシャダン マルマルカイ マルマル	
	施設名	医療法人社団 ○○会 ○○病院	
	フリガナ	インチョウ	センキョ タロウ
	請求者 (病院長等) 氏名・印	肩書き(病院長等) 院長	氏名 選挙 太郎

*「理事長」は不可

〇施設管理者（例：院長）の印又は私印が必要です。法人の代表者（理事長等）の印は認められません。
〇インク浸透印等は使用できません。

印
(インク浸透印不可)

- 注意 1 請求者は、不在者投票管理者(病院長等)となります。
2 印は施設印ではなく、不在者投票管理者(病院長等)の公印または私印を使用して下さい。

※ 以下は口座振替による支払の場合のみ記入

東京都から私に支払われる東京都議会議員選挙における不在者投票金に口座振替により振り込んでください。

〇「支店コード」及び「種目」の記入漏れが非常に多くっておりますので、ご注意ください。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
〇〇〇 銀行・信用金庫 信用組合・農協	◇◇◇ 本店 (支店)	1 2 3 4 5 6 7		1. 普通 2. 当座	9 8 7 6 5 4 3

同一内容を記入
(委任状が必要な場合)

振込 口座 名 義

イ) マルマルカイ リジチョウ センキョ タロウ

氏 名

医療法人社団 ○○会 理事長 選挙 太郎

〇カタカナ及び氏名ともに通帳に記載のとおり、ご記入ください。

※①請求者(依頼人)と②振込口座名義が異なる場合は、以下の委任状

委 任 状		
外部立会人報酬の受領権を下記の者に委任します。		
施設名	医療法人社団 ○○会 ○○病院	
委任者 (請求者氏名・印)	肩書き(病院長等) 院長	氏 名 選挙 太郎
		*「理事長」は不可
受領者 (口座名義人)	医療法人社団 ○○会 理事長 選挙 太郎	

同一内容を記入
(委任状が必要な場合)

印
(インク浸透印不可)

(上記の「施設名」及び「委任者」欄には ①、「受領者」欄には ②と同じ内容を転記してください。)

事務担当者氏名	選挙 二郎
連絡先(電話番号)	03-5321-11XX

※ 請求の際には、立会人に係る市町村の選定通知の写し、謝金領収書等を添付してください。

不在者投票実施記録簿兼請求内訳書

様式 1（請求書兼支払金口座振替依頼書）の「請求者」と同一の肩書・氏名を記入してください。

令和7年執行東京都議会議員選挙

不在者投票管理者氏名
肩書き(病院長等)
医療法人社団〇〇会
〇〇病院 院長
選挙 太郎

選挙人氏名	投票用紙 請求先	①請求 月日	②受領 月日 (①以降)	③投票 月日 (②以降)	投票場所	投票立会人氏名	代理投票補助者氏名 (代理投票の場合のみ記入) ※投票管理者・立会人とは別人で必ず2名必要	④投票用紙 送付月日 (③以降)	送付方法 (郵送又は持参)	選挙の種類	棄権 (退院等)	備考
〇〇 花子	千代田区 選挙	〇/〇	〇/〇	〇/〇	2階会議室	■ 一郎	◇◇ 五郎	〇/〇	郵送	都議会		
☆☆ 太郎	大田区 選挙	/〇	〇/〇	〇/〇	1階食堂	◎ 三郎		〇/〇	持参	都議会		
△△ 次郎	三鷹市 選挙	/〇								都議会	〇	△月△日 退院

該当する項目に内容を記入してください。
なお、日付の誤りが多くっておりますので、ご注意ください。

【注意】
「代理投票補助者氏名」の欄については、**代理投票を行った場合のみ**、記入してください。
必ず投票管理者及び投票立会人とは別人の2名の氏名をフルネームで記入してください。
(不在者投票管理者(病院長等)、投票立会人、代理投票補助者は全て別人でなければなりません。)

【作成のチェックポイント】
① 不在者投票管理者、投票立会人氏名、代理投票補助者2名(代理投票があった場合のみ)の名前(全員別人)を記入してください。
② 投票用紙の請求先や、記載済みの投票用紙の送付先は、投票される方の住所(選挙人名簿登録)のある区市町村選挙管です。
「東京都選挙管」ではありませんので、ご注意ください。
③ この記録簿は、不在者投票実施に伴う大切な書類です。請求書には写しを添付し、**原本は施設で保管**してください。
(原本は原則返送いたしません。)

投票用紙を請求した人数ではなく、実際に投票した人の人数を記入してください。

(注) 1 上記の各項目は、該当部分に全て記入してください。
2 点字投票の場合には、備考欄に「点字」と記入してください。
3 投票を完了しなかった方がいる場合は、棄権欄に「〇」をつけてください。

投票者数	このページの計		合計
	(2人)	2	人

不在者投票立会い実績報告書

令和7年執行 東京都議会議員選挙

令和7年執行 東京都議会議員選挙						不在者投票 管理者氏名		施設名 肩書き(「〇〇病院長」等)		氏名	
立会日	立会時間					立会場所	立会人氏名	報酬上限額 (10,900×時間数 (A)/8.5)	実際の報酬支払額 (左の上限額を超える 場合は、上限額を記 入)	備考	
	自	～	至	1日 (7時間超)	時間数 (A)						
		～							円		
		～							円		
		～							円		
		～							円		
		～							円		

↑ 7時間を超える場合(注3参照)は、「時間数」には記載せず、「1日」欄に「1」と記載してください(Excelで作成される場合は入力不要です)。

不在者投票者 総数	合計
	人

報酬支払額 合計

- (注) 1 上記の各項目は、該当部分に全て記入してください。
2 1回あたりの従事時間は、8時間30分を1日とし、1日分を10,900円とします。
3 1回あたりの従事時間が7時間を超えて8時間30分未満の場合は1日とみなし、按分は不要です。
4 1回あたりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。
5 立会時間の按分端数は、小数点以下第1位を四捨五入してください。
6 Excelで入力する場合は、黄色のセルのみ入力してください。

【勤務時間ごとの報酬上限額】

勤務時間	報酬上限額
1時間以下	1,282円
1時間超～2時間以下	2,565円
2時間超～3時間以下	3,847円
3時間超～4時間以下	5,129円
4時間超～5時間以下	6,412円
5時間超～6時間以下	7,694円
6時間超～7時間以下	8,976円
7時間超	10,900円

不在者投票立会い実績報告書

この様式は、外部立会人報酬を請求する場合のみ提出して下さい。

令和7年執行 東京都議会議員選挙

日数と時間数の両方には入力しないでください。

施設名 肩書き(「〇〇病院長」等)	氏名
医療法人社団 〇〇会 〇〇病院 院長	選挙 太郎

不在者投票
管理者氏名

立会日	立会時間			立会場所	立会人氏名	報酬上限額 (10,900×時間数 (A)/8.5)	実際の報酬支払額 (左の上限額を超える 場合は、上限額を記 入)	備考
	自	～	至 1日 (7時間超)	時間数 (A)				
令7.〇.△	9:00	～	16:30	1	■ ■ 一郎	10,900円	10,900 円	
令7.〇.□	13:10	～	16:30	4	◎ □ 三郎	5,129円	5,129 円	
							円	
							円	
							円	

※ 令和7年4月末時点の単価です。今後、法改正が行われ単価が改定された場合については、都選管ホームページから最新の様式をダウンロードしてご利用ください。

https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/application/togi_youshiki_tebiki

7時間を超える場合は、「1時間数」には入力せず、「1日」欄に「1」と入力してください。

■ ■ 一郎氏に実際に支払った報酬額（交通費等を含む。）が・・・
(例1) 10,000円だった場合→「10,000円」と記入
(例2) 11,000円だった場合→「10,900円」と記入（上限額）

不在者投票者 総数	合計 2	報酬支払額 合計 16,029円
--------------	------	---------------------

記入例

(注) 上記の各項目は、該当部分にまで記入してください。

- 2 1回あたりの従事時間は、8時間30分を1日とし、1日分を10,900円とします。
- 3 1回あたりの従事時間が7時間を超えて8時間30分未満の場合は1日とみなし、按分は不要です。
- 4 1回あたりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。
- 5 立会時間の按分端数は、小数点以下第1位を四捨五入してください。
- 6 Excelで入力する場合は、黄色のセルのみ入力してください。

【勤務時間ごとの報酬上限額】

勤務時間	報酬上限額
1時間以下	1,282円
1時間超～2時間以下	2,565円
2時間超～3時間以下	3,847円
3時間超～4時間以下	5,129円
4時間超～5時間以下	6,412円
5時間超～6時間以下	7,694円
6時間超～7時間以下	8,976円
7時間超	10,900円

令和7年4月末時点の経費の額です。

第 号
令和 7 年 月 日

選挙管理委員会委員長 殿

病 院 等 の { 所 在 地
名 称
病 院 長 等 の 氏 名

請 求 書

別紙の選挙人は、令和7年執行 東京都議会議員選挙 の当日、
当病院（老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設等）に
あるため、当病院（老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設
等）において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4
項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依
頼があったので、別紙の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在
者投票用紙）及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

請求件数 件(うち点字投票 件)

不在者投票用紙等請求書カード

氏名	(ふりがな)		生 年 月 日		明 治 ・ 大 正 ・ 昭 和 ・ 平 成		- -			
			年 月 日 生				- -			
選挙人名簿に記載されている住所			区・市		丁 目		番 号			
			町・村				(部屋番号等)			
太 枠 の 中 の み 記入してください			施設の名称、所在地、郵便番号、電話番号(ゴム印がありましたらゴム印を押して下さい)							
			請求						・ 直・郵	
			交付						・ 直・郵	
			受理						・ 直・郵	
			返還						・ 直・郵	
			表示							
			確認							
備考(通信欄)(点字投票の請求 有 無)			☒		代理記入者(		〇〇 〇〇)			
番号			B							

(注) 点字投票の場合は「(点字投票の請求)」の「有」に○印を付してください。
該当する選挙の欄に必ず「○印」を付してください。

選挙人に代わって代理記入する際は、記入例により欄に○印を付し、代理記入者の氏名を必ず記入(ペン書き)してください。

病院（施設）長代理証明書

住 所

氏 名

上記の者は、私の代理人であることを証明する。

理由

- (例)
- 1 私が公職の候補者となった。
 - 2 私は外国人である。
 - 3 私に事故があった。
 - 4 病院（施設）長が欠けている（死亡等）。

令和 7 年 月 日

所在地

病院（施設）長

氏 名

(注1) 押印については、本人確認書類の提示による確認に代えることが出来ます。本人確認の方法など、詳細は所在地の区市町村選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

(注2) 理由 4 の場合は、病院（施設）長の職務を代理する者が証明します。この場合、「病院（施設）長」を「病院（施設）長職務代理者」に読み替えてください。

(規則10号様式に準じて都が調製する様式)

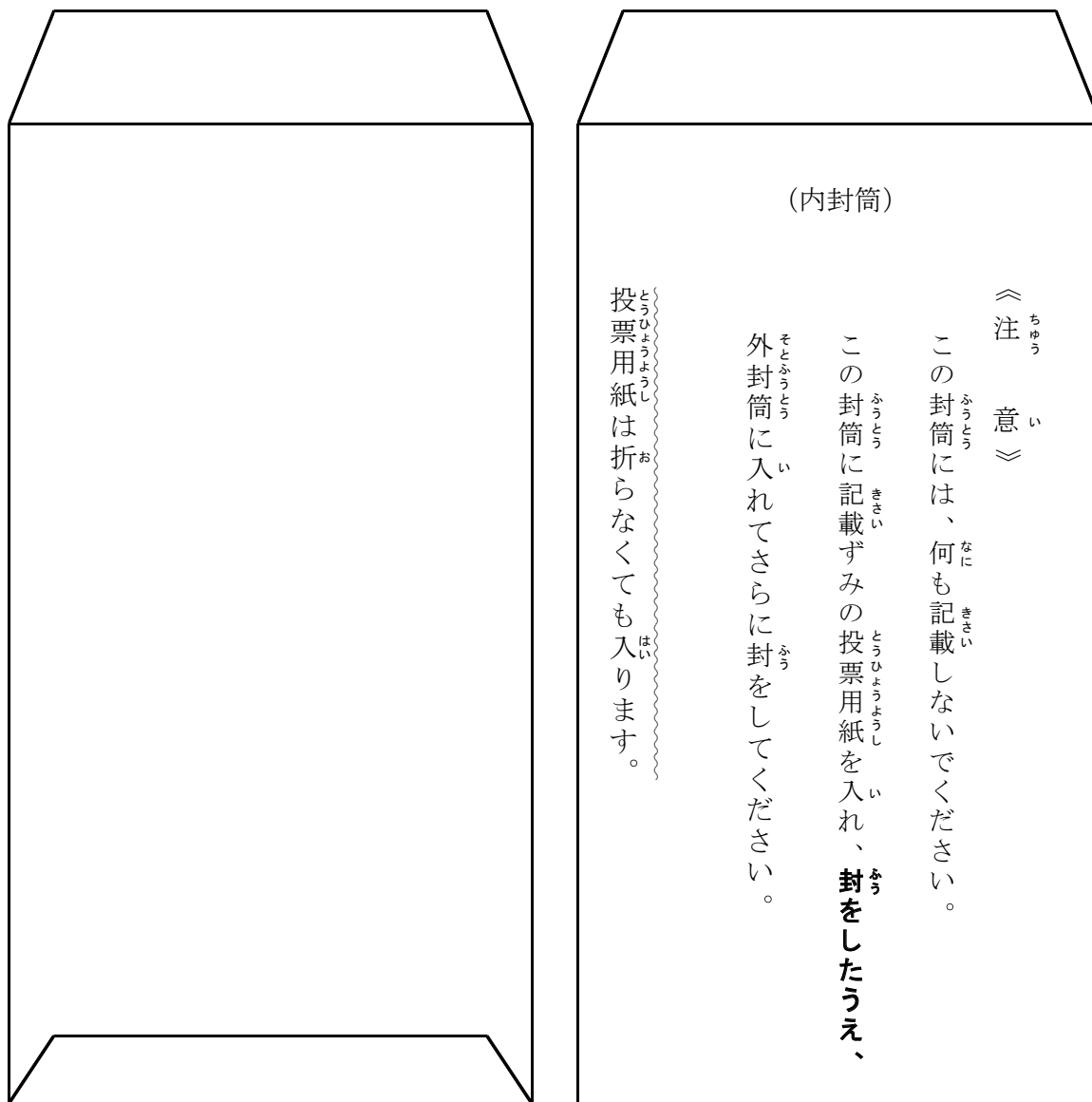
不在者投票宣誓書兼請求書カード

ふりがな氏名			生年月日	明治・大正・昭和・平成		年	月	日
住所 (名簿登録地)								
投票用紙 送付先	(連絡先電話) — —							
宣誓書 (兼請求書)	私は 令和7年執行東京都議会議員選挙 の当日、下記いずれかの事由に該当する見込みです。 このことが、真実であることを誓い、投票用紙を請求します。 令和7年 月 日							
事由								
仕事等	仕事、学業、地域行事の役員の仕事、 本人又は親族の冠婚葬祭等				請求 交付	証明書		要・否
レジャー・用事等	他の区市町村、区市町村内(投票区外)に外出、旅行、滞在				受領			
病気等	病気、負傷、歩行困難、出産等				投票区名		簿番号	号
住所移転	他の区市町村に居住							
天災・悪天候等	天災・悪天候により投票所に到達することが困難							

内 封 筒

裏

表



外 封 筒

裏

表

投票の秘密を守るために二重封筒になっています

(施行種別)
(選挙の種類)
不在者投票
(外封筒)

東京都選
挙管理委
員会の印

投票者 (氏名) ↑

注意 ≪投票者欄の氏名は必ず自分で書いて下さい≫
ちゅうい とうひようしやらん しめい かなら じぶん か くだ

投票年月日 令和 年 月 日

立会人 (氏名) ↓

≪区市町村名簿番号選挙区人番氏事務欄≫

投票区 第 - - 号

投票場所 ↑

不在者投票管理者
(病院長・老人ホームの長・身体障害者支援施設の長・
保護施設の長) 氏名 ←

* 投票立会人の氏名(投票立会人が自書すること)

* 必ず選挙人において自書すること。

* 不在者投票管理者において記載すること。

(注) 1 投票者及び投票立会人の氏名は、必ず署名(自分の氏名を自書)させてください。

2 代理投票の仮投票の場合(13ページ(4)をご覧ください。))は、投票者氏名のほか代理記載者の氏名を自書させてください。

不在者投票証明書

選挙	令和7年執行東京都議会議員選挙			
選挙人		男・女	生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称				
その他の事項				

上記のとおり証明します。

令和7年 月 日

選挙管理委員会委員長

印

不在者投票証明書用封筒

裏

表

東京都（区市町村）選挙管理委員会委員長（氏名）
印

注意
この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出してください。
開封すると不在者投票はできません。
選挙人（氏名）
不在者投票証明書在中

不在者投票送付書

令和 7 年 月 日

(区・市・町・村) 選挙管理委員会 様

施設所在地	
施設名称	
施設長氏名	
電話番号	

不在者投票の送致について

令和 7 年 月 日に当施設において行いました不在者投票を
下記のとおり送付いたします。

記

東京都議会議員選挙	
投票数 (内 代理投票)	票
返還数 (内訳) 棄権 退院 死亡 その他	票 名 名 名 名
合計	票

- ※ 返還者は、不在者投票用外封筒の表面に次の文言を鉛筆で記入し、封をせずに返送してください。
- (1) 投票を棄権した場合……………棄権
 - (2) 退院した場合……………○月○日退院
 - (3) 死亡した場合……………○月○日死亡
 - (4) その他……………具体的な事由を記入

不在者投票送付書

令和 7 年 ○ 月 × 日

(○○ 区・市・町・村) 選挙管理委員会 様

不在者投票を送致する区市町村名を記入してください。

施設所在地 ○○区△△町1-2-3
施設名称 ◎◎病院
施設長氏名 ◇◇ □□
電話番号 03-5321-××××

病院の場合は院長となります。
印鑑は不要です。

不在者投票の送致について

令和 7 年 ○ 月 ▽ 日に当施設において行いました不在者投票を
下記のとおり送付いたします。

記

東京都議会議員選挙	
投票数 (内 代理投票)	20 票 5 票)
返還数 (内訳) 棄権 退院 死亡 その他	10 票 5 名 4 名 1 名 0 名
合計	30 票

転院など、下の※の
(1)～(3)に
該当しないものと
なります。

※ 返還者は、不在者投票用外封筒の表面に次の文言を鉛筆で記入し、封をせずに返送してください。

- (1) 投票を棄権した場合……………棄権
- (2) 退院した場合……………○月○日退院
- (3) 死亡した場合……………○月○日死亡
- (4) その他……………具体的な事由を記入

○月○日転院など

区市町村選挙管理委員会所在地一覧

※選挙時にフロア等に移転する場合がありますので、選挙管理委員会窓口にお出かけになる場合は、
庁舎入口の総合案内等でご確認ください。

区 市 町 村 選 挙 管 理 委 員 会	郵便番号	事務局所在地(※)	電話 (代表番号)
千 代 田 区	〒102-8688	千代田区九段南1-2-1 区役所4階	03-3264-2111
中 央 区	〒104-8404	中央区築地1-1-1 区役所別館5階	03-3543-0211
港 区	〒105-8511	港区芝公園1-5-25 区役所11階北側	03-3578-2111
新 宿 区	〒160-8484	新宿区歌舞伎町1-5-1 区役所第一分庁舎3階	03-3209-1111
文 京 区	〒112-8555	文京区春日1-16-21 文京シビックセンター11階北側	03-3812-7111
台 東 区	〒110-8615	台東区東上野4-5-6 区役所9階	03-5246-1111
墨 田 区	〒130-8640	墨田区吾妻橋1-23-20 区役所12階	03-5608-1111
江 東 区	〒135-8383	江東区東陽4-11-28 区役所7階	03-3647-9111
品 川 区	〒140-8715	品川区広町2-1-36 区役所第二庁舎6階	03-3777-1111
目 黒 区	〒153-8573	目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎別館9階	03-3715-1111
大 田 区	〒144-8621	大田区蒲田5-13-14 区役所本庁舎9階	03-5744-1111
世 田 谷 区	〒154-8504	世田谷区世田谷4-22-33 西棟4階	03-5432-1111
渋谷区	〒150-8010	渋谷区宇田川町1-1 区役所15階	03-3463-1211
中 野 区	〒164-8501	中野区中野4-11-19 区役所8階	03-3389-1111
杉 並 区	〒166-8570	杉並区阿佐谷南1-15-1 区役所西棟8階	03-3312-2111
豊 島 区	〒171-8422	豊島区南池袋2-45-1 区役所8階	03-3981-1111
北 区	〒114-8546	北区滝野川2-52-10 北区役所滝野川分庁舎3階	03-3908-1111
荒 川 区	〒116-0002	荒川区荒川2-25-3 区役所分庁舎3階	03-3802-3111
板 橋 区	〒173-8501	板橋区板橋2-66-1 区役所北館7階	03-3964-1111
練 馬 区	〒176-8501	練馬区豊玉北6-12-1 区役所本庁舎16階	03-3993-1111
足 立 区	〒120-8510	足立区中央本町1-17-1 区役所南館6階	03-3880-5111
葛 飾 区	〒124-8555	葛飾区立石5-13-1 区役所4階	03-3695-1111
江 戸 川 区	〒132-8501	江戸川区中央1-4-1 区役所本庁舎西棟5階	03-3652-1151

※選挙時にフロア等に移転する場合がありますので、選挙管理委員会窓口にお出かけになる場合は、
庁舎入口の総合案内等でご確認ください。

区 市 町 村 選 挙 管 理 委 員 会	郵便番号	事務局所在地(※)	電話 (代表番号)
八 王 子 市	〒192-8501	八王子市元本郷町3-24-1 市役所本庁舎事務棟8階	042-626-3111
立 川 市	〒190-8666	立川市泉町1156-9 市役所1階	042-523-2111
武 蔵 野 市	〒180-8777	武蔵野市緑町2-2-28 市役所西棟2階	042-251-5131
三 鷹 市	〒181-8555	三鷹市野崎1-1-1 市役所第三庁舎	0422-45-1151
青 梅 市	〒198-8701	青梅市東青梅1-11-1 市役所行政棟6階北側	0428-22-1111
府 中 市	〒183-8703	府中市緑町1丁目8番地	042-364-4111
昭 島 市	〒196-8511	昭島市田中町1-17-1 市役所2階北棟	042-544-5111
調 布 市	〒182-8511	調布市小島町2-35-1 市役所6階	042-481-7111
町 田 市	〒194-8520	町田市森野2-2-22 市役所9階	042-722-3111
小 金 井 市	〒184-0013	小金井市前原町3-41-15 市役所第二庁舎6階	042-383-1111
小 平 市	〒187-0043	小平市学園東町1-19-12 小平市健康センター4階	042-341-1211
日 野 市	〒191-8686	日野市神明1-12-1 市役所5階	042-585-1111
東 村 山 市	〒189-8501	東村山市本町1-2-3 市役所本庁舎地下1階	042-393-5111
国 分 寺 市	〒185-8501	国分寺市泉町2-2-18 4階	042-325-0195
国 立 市	〒186-8501	国立市富士見台2-47-1 市役所北庁舎1階	042-576-2111
福 生 市	〒197-8501	福生市本町5 市役所第二棟2階	042-551-1511
狛 江 市	〒201-8585	狛江市和泉本町1-1-5 市役所3階	03-3430-1111
東 大 和 市	〒207-8585	東大和市中央3-930 会議棟1階第10会議室	042-563-2111
清 瀬 市	〒204-8511	清瀬市中里5-842 市役所2階	042-492-5111
東久留米市	〒203-8555	東久留米市本町3-3-1 市役所7階	042-470-7777
武蔵村山市	〒208-8501	武蔵村山市本町1-1-1 市役所2階	042-565-1111
多 摩 市	〒206-8666	多摩市関戸6-12-1 市役所東会議室棟1階	042-375-8111
稲 城 市	〒206-8601	稲城市東長沼2111 市役所5階北側	042-378-2111
羽 村 市	〒205-8601	羽村市緑ヶ丘5-1-30 市役所分庁舎1階	042-555-1111

※選挙時にフロア等に移転する場合がありますので、選挙管理委員会窓口にお出かけになる場合は、
庁舎入口の総合案内等でご確認ください。

区 市 町 村 選 挙 管 理 委 員 会	郵便番号	事務局所在地(※)	電話 (代表番号)
あきる野市	〒197-0814	あきる野市二宮350 市役所4階北側	042-558-1111
西 東 京 市	〒188-8666	西東京市南町5-6-13 西東京市役所田無庁舎3階 選挙管理委員会事務局	042-464-1311
瑞 穂 町	〒190-1292	瑞穂町大字箱根ヶ崎2335 町役場3階(総務課)	042-557-0501
日 の 出 町	〒190-0192	日の出町大字平井2780 町役場本庁舎2階(総務課)	042-597-0511
檜 原 村	〒190-0212	檜原村467-1 村役場2階(総務課)	042-598-1011
奥 多 摩 町	〒198-0212	奥多摩町氷川215-6 町役場2階(総務課)	042-883-2111
大 島 町	〒100-0101	大島町元町1-1-14 町役場内	04992-2-1443
利 島 村	〒100-0301	利島村248 村役場内	04992-9-0011
新 島 村	〒100-0402	新島村本村1-1-1 新島村役場内	04992-5-0240
神 津 島 村	〒100-0601	神津島村904 村役場内	04992-8-0011
三 宅 村	〒100-1212	三宅村阿古497 村役場内	04994-5-0981
御 蔵 島 村	〒100-1301	御蔵島村字入かねが沢 村役場内	04994-8-2121
八 丈 町	〒100-1498	八丈町大賀郷2551-2 町役場内	04996-2-1121
青 ヶ 島 村	〒100-1701	青ヶ島村無番地 村役場内	04996-9-0111
小 笠 原 村	〒100-2101	小笠原村父島字西町 村役場内	04998-2-3111

指定病院等における不在者投票の手引

令和7年度
登録第1号

令和7年4月

発行 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都選挙管理委員会事務局
電話 03-5000-7258（不在者投票の方法等）
03-5000-7255（経費の請求関係）

印刷 株式会社シンソークリエイト
東京都新宿区中落合一丁目6番8号
電話 03-3950-7235(代)

リサイクル適性(B)

この印刷物は、紙質へ
リサイクルできます。

270

古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています